

No	2	-	2	実施計画番号	1100202	事務事業番号	110020202	課(局・室・所)・係・担当者	土木課	道路整備係	日高	事務事業調査
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	-------	----	--------

施策体系	大項目(章)			中項目(基本施策)			小項目(基本事業)				
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災		10	防犯・交通安全対策等の推進		2-	交通安全環境の整備			
	実施計画名			事務事業名			重点プロジェクト		スマイルエイジング		コロナ対策
	街路灯整備事業			山陽小野田市街路灯委員会修繕補助事業(LED化)							

事業概要	市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯が設置してありますが、施設が老朽化しており、その対策が必要です。また、スポンサーの減少や電気代の高騰により街路灯管理団体の維持管理の運営が厳しい状況にあります。このため、灯具のLED化を実施して、老朽化対策と維持管理費の削減を図り、運営を健全化します。					対象	歩行者、自転車				
						手段	歩道の明るさを確保する				
						意図	夜間における歩行者の安全かつ円滑な移動を図る。				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	LED化する街路灯数(基)	成果			10	10	10
2							
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	交通安全施設は、交通安全に必要なものであり妥当である。(街路灯管理委員会の定例会において、毎年LED化を望む声がある)	3	33
	自治体関与の妥当性	公共性の高い街路灯であり、妥当である。(山陽小野田市補助金交付規則第3条に定められている)	3	
	対象(受益者)の妥当性	道路利用者の多くは市民であり妥当である。(定例会では、小野田警察署からも維持拡大を望む意見が出た)	5	
有効性	事業の優先度	市民生活の安全確保のための事業	3	
	類似事業の存在	存在しない	5	
	個別計画・政策との整合性	幹線道路の連続照明を維持することで交通環境の向上を図る	5	
効率性	実施主体の適正化	実施主体は街路灯管理団体であり、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	補助金以外は街路灯管理団体が負担することとなり妥当である	3	
	コスト効率	LED化することで電気代の大幅な削減につながる。	3	

事業期間	R3 年度		～ R8以降 年度	予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	無
予算費目	款	8	土木費	項	2	道路橋りょう費		目	2	交通安全対策事業費	事業区分	政策的
	細目	1	交通安全対策事業費			細々目	1	交通安全対策事業費				

(単位:千円)

		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容							山陽小野田市街路灯管理 委員会の管理する街路灯の LED化に係る補助金の交 付		同左		同左			
							街路灯設置補助 金	800千円	街路灯設置補助 金	800千円	街路灯設置補助 金	800千円		
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費													
財源内訳／ 割合	合計							800千円		800千円		800千円	800千円	800千円
	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							800千円		800千円		800千円	800千円	800千円
	合計							800千円		800千円		800千円	800千円	800千円

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	平成22年に中国電力株式会社より事務局を引き継いだ、スポンサーの減少や電気代の高騰により運営が厳しい状況にある。。このため、LED化することで電気代の削減や老朽化対策を行う。全数132基について、LED化する。年間10基程度の整備をして収益が安定したら整備基数を増加する(10年計画)。 毎年開催する定例会において、毎年LED化を望む意見が出る。 予算化できた後に山陽小野田市街路灯委員会に報告する。
山陽小野田市補助金交付規則	

No	3	-	1	実施計画番号	1090203	事務事業番号	109020301	課(局・室・所)・係・担当者	土木課	河川港湾係	立野	事務事業調査書
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	-------	----	---------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)					
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	2	地域防災力の向上				
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト		スマイルエイジング		コロナ対策
	防災知識普及啓発事業		ハザードマップ整備事業							

事業概要	平成27年5月の水防法改正により、国、県又は市町村は想定し得る最大規模の降雨・潮位に対応した浸水想定を実施し、市町村はこれに応じた非難方法等を住民等に適切に周知するためにハザードマップを作成することが必要になった。 このことから、県は洪水・高潮浸水想定区域の見直しを行っており、市は、この結果を踏まえて、被害予測、浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめることを目的として、洪水(有帆川、厚狭川)・高潮ハザードマップの全面更新を行う。						対象	関係自治会住民				
							手段	ハザードマップ作成、配布				
							意図	被害予測、浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめる				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5	R3年度に向けた評価			
									成果	コスト	
1	ハザードマップ作成	活動		1件	1件	1件		前年評価(A)			
				実施中				事中評価(B)	現状維持	現状維持	㊟
				30.0%				(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針			
2											
3											

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	法律により義務づけられている事業	3	35
	自治体関与の妥当性	法律により義務づけられている事業	5	
	対象(受益者)の妥当性	住民への周知が法律により義務づけられている事業	5	
有効性	事業の優先度	防災事業で市民生活の安全確保のための事業	5	
	類似事業の存在	類似事業なし	5	
	個別計画・政策との整合性	国の政策に合致している事業	3	
効率性	実施主体の適正化	市町村によって作成することが義務づけられている事業	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることが適切でない事業	3	
	コスト効率	競争入札を実施している	3	

事業期間	R2		年度	～	R4	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無		
予算費目	款	8	土木費			項	3	河川費		目	1	河川管理費		事業区分	義務的
	細目	1	河川管理費				細々目	1	河川管理費						

(単位:千円)

		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容							洪水ハザードマップ作成		高潮ハザードマップ作成					
支出内訳 R1からR2 への繰越 明許費					ハザードマップ 作成委託料	9,000千円	ハザードマップ 作成委託料	7,000千円	ハザードマップ 作成委託料	8,500千円				
							印刷製本費	1,000千円	印刷製本費	1,500千円				
	合計	27,000千円				9,000千円		8,000千円		10,000千円				
財源内訳／割合	国庫支出金	13,500千円			1/2	4,500千円	1/2	4,000千円	1/2	5,000千円				
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源	13,500千円				4,500千円		4,000千円		5,000千円				
	合計	27,000千円				9,000千円		8,000千円		10,000千円				

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
社会資本整備総合交付金事業(国土交通省) 補助率:1/2	県の事業進捗に合わせてハザードマップの見直しを行う。 R2 洪水ハザードマップ(有帆川) R3 洪水ハザードマップ(厚狭川) R4 高潮ハザードマップ(4地域)
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
水防法	

No	9	-	1	実施計画番号	1220109	事務事業番号	122010901	課(局・室・所)・係・担当者	都市計画課	計画係	大和	事務事業調書
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)					
	3	都市基盤	22	適正な土地利用の推進	1	適正な土地利用の推進				
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	スマイルエイジング		コロナ対策	
	宅地耐震化推進事業		大規模盛土造成地の変動予測調査事業							

事業概要	大地震時等における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図る。	対象	大規模盛土造成地の土地所有者及びその土地の住民
		手段	基礎資料整理、分析、現地踏査、現地調査
		意図	大規模盛土造成地の危険性の有無を確認し、防災意識の向上及び対策工事の必要性を判断する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標				R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5	R3年度に向けた評価			
						1			前年評価(A)	成果	コスト	
1	第2次スクリーニング計画の策定	活動							事中評価(B)			
2	第2次スクリーニングの実施箇所数	活動					2	2	(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針			
3												

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	市民生活の安心安全のための取組であり、妥当である。	5	35
	自治体関与の妥当性	受益者の負担を求めることは事業の即効性を失う可能性が高く適当でないため、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	対象の範囲は妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	市民生活の安心安全のための事業であり、速やかに実施する必要がある。	5	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	個別計画なし	3	
効率性	実施主体の適正化	市が実施するものである。	3	
	受益者負担の適正化	受益者の負担を求めることは事業の即効性を失う可能性が高く、適当ではない。	3	
	コスト効率	妥当である。	3	

事業期間	R3 年度 ~ R8以降 年度		予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無		
予算費目	款	8	土木費	項	5	都市計画費	目	3	建築指導費		
	細目	13	委託料		細々目	1	調査点検委託料				
(単位:千円)											
総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5	R6	R7
年度別 事業内容					第2次スクリーニング計画の 策定		第2次スクリーニング調査の 実施		同左		
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費				調査委託料	5,000千円	調査委託料	20,000千円	調査委託料	20,000千円	
合計						5,000千円		20,000千円		20,000千円	20,000千円
財源内訳／割合	国庫支出金				1/2	2,500千円	1/2	10,000千円	1/3	6,666千円	6,666千円
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源					1/2	2,500千円	1/2	10,000千円	2/3	13,334千円
合計						5,000千円		20,000千円		20,000千円	20,000千円
国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署						特記事項					
国交省都市局 防災・安全交付金 宅地耐震化推進事業						令和3年度は第2次スクリーニングを実施する優先度を評価するための第2次スクリーニング計画の策定を行う。令和4年度～令和13年度の10年間は、市内全20箇所の大規模盛土造成地の第2次スクリーニングを実施する。その後は、必要に応じて対策工事(大規模盛土造成地滑動崩落防止事業)を実施する。対策工事については、受益者の負担を求めることとなる。なお、第2次スクリーニングの結果、早期に対策が必要と判断された場合、令和5年度以降、調査と工事が並行する可能性がある。 山陽小野田市は、山口県のモデル自治体として指定されている。					
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称											
宅地造成等規制法											

宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地)の概要について

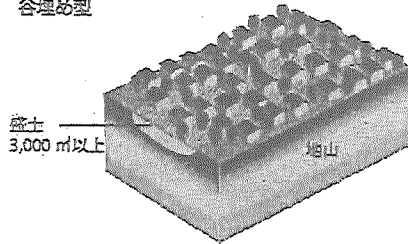
平成7年(1995年)の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、平成16年(2004年)の新潟県中越地震、平成23年(2011年)の東日本大震災などにおいて、大規模に盛土造成された宅地で滑動崩落による被害が多発した。国においてこのような宅地地盤災害を未然に防止または軽減し、宅地等の安全性確保を目的とした宅地造成等規制法を平成18年(2006年)に改正した。あわせて、滑動崩落を防止するために必要な調査や工事などを支援する宅地耐震化推進事業が創設された。

山口県では国が推進する総合的な宅地防災対策の一環として、国のガイドラインに基づき大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したマップを作成した。

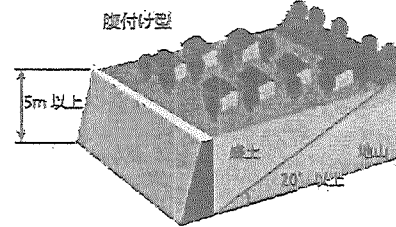
1. 大規模盛土造成地とは

(盛土造成地のうち以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます)

- 1) 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の面積が3,000㎡以上
谷埋め型



- 2) 腹付け型大規模盛土造成地
盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上



3. 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)事業概要

○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

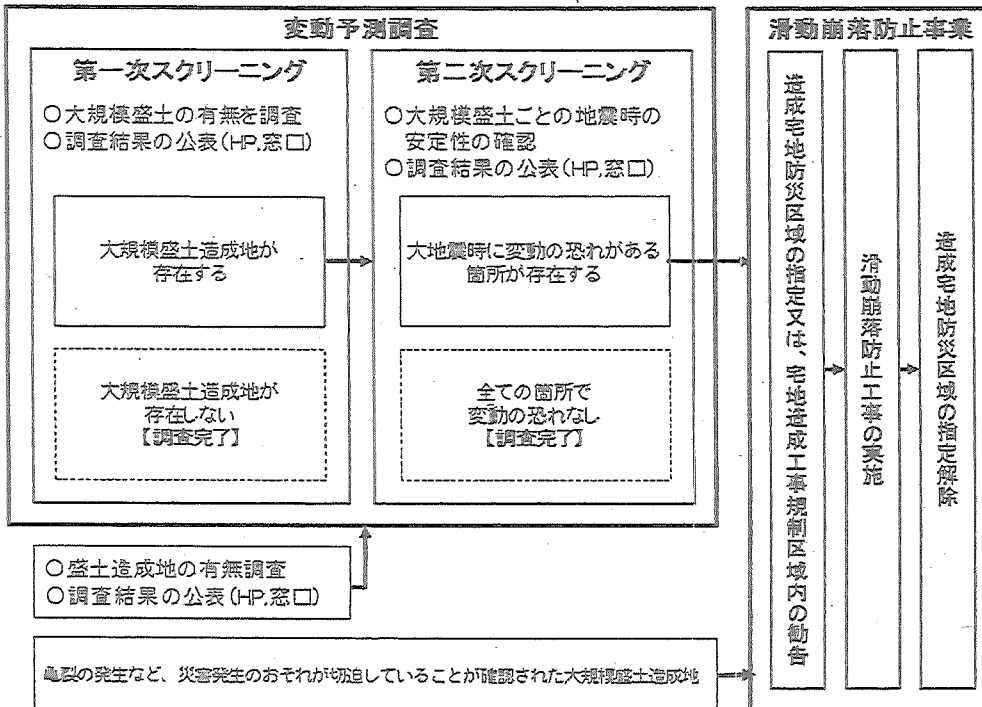
大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査等(大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップ作成、および宅地擁壁等の危険度調査、応急対策工事等)に要する費用の一部を補助。

事業主体 地方公共団体

交付率 1/3、1/2 ⇒令和4年度まで1/2

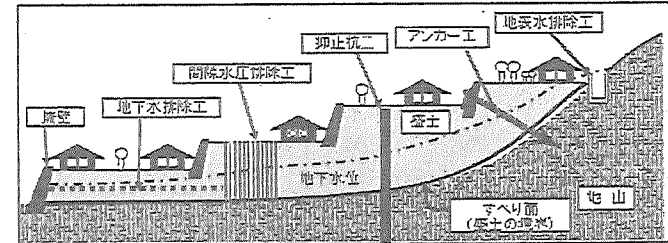
交付対象 ・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査
・宅地擁壁等の危険度調査
・宅地擁壁等の応急対策工事

2. 大規模盛土造成地の滑動崩落対策の流れ



○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等に、一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



事業要件

① 宅造法第16条第2項の勧告又は第20条第1項の指定を受けた区域であること

② 下記のいずれかに該当すること

・盛土面積3,000㎡以上かつ住戸10戸以上

・勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ住戸5戸以上

・盛土高さ2m以上かつ住戸2戸以上(震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件)

③ 滑動崩落により、道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの

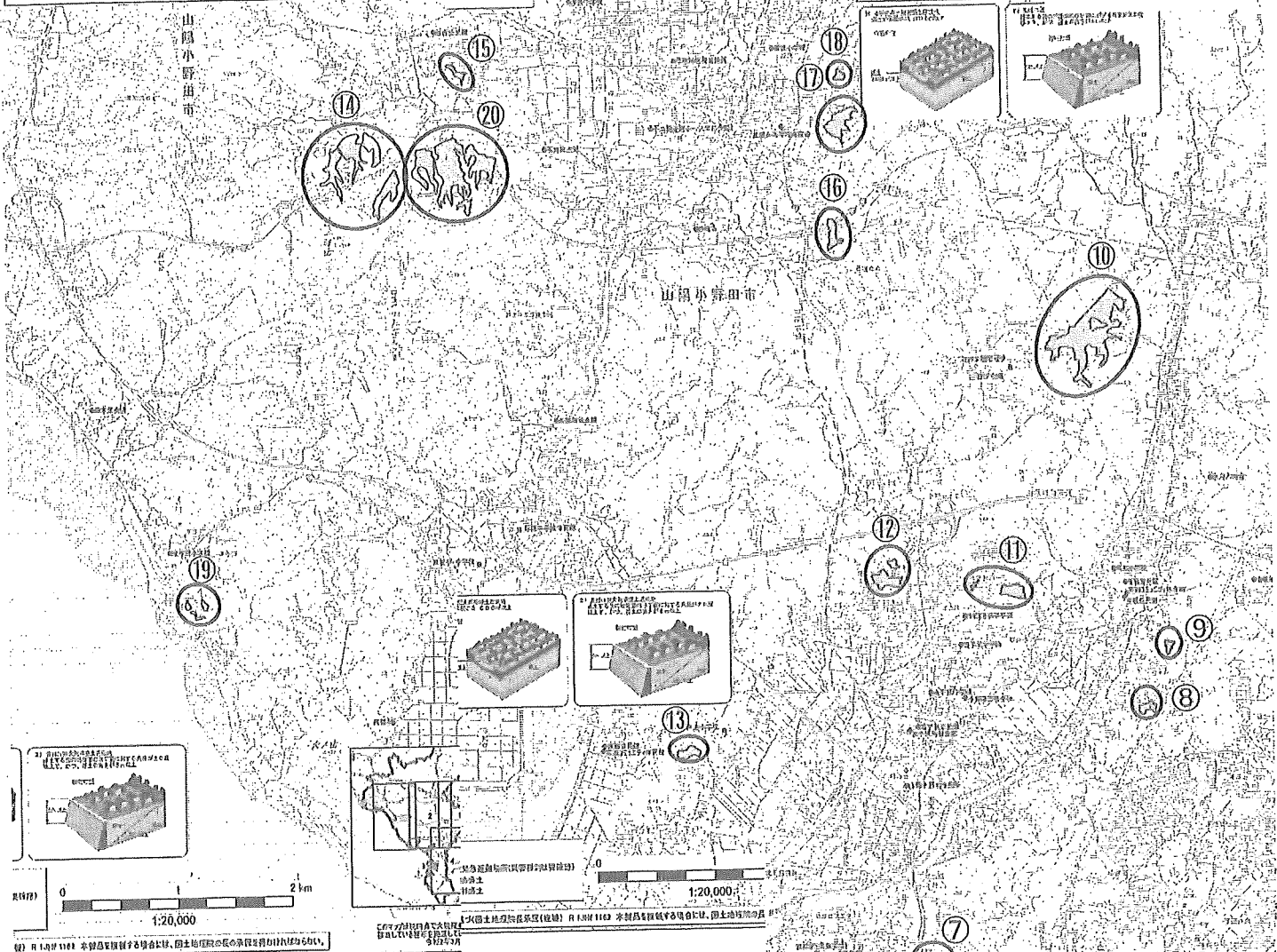
事業主体 地方公共団体、宅地所有者(間接補助)等

交付率 1/4、1/3、1/2(熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る)

交付対象 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

大規模盛土造成地位置図 山陽小野田市

(No. 9-1)

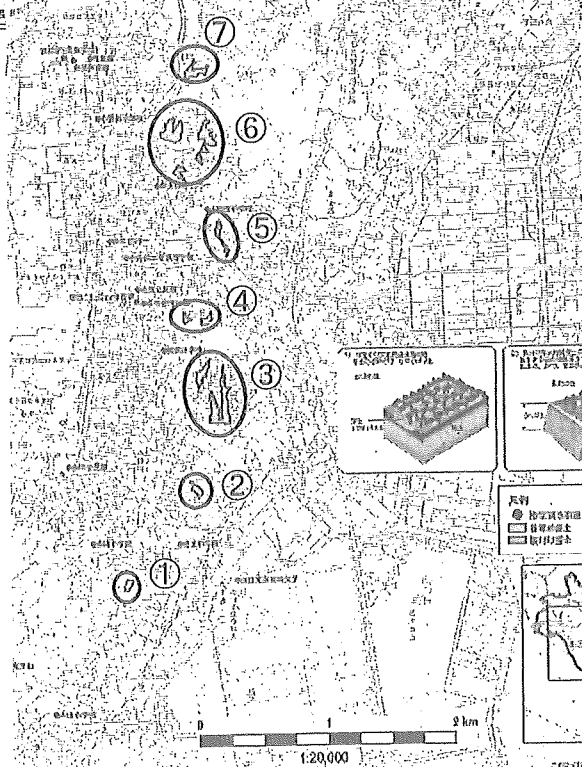


変動予測調査(第二次スクリーニング)箇所 20箇所

内容: 箇所ごとの地震時の安定性の確認

調査結果は公表することが必須

令和3年度は、現地確認を行うなどをし、調査実施のための優先度を評価、計画の策定を行う。



No	2	-	2	実施計画番号	1220202	事務事業番号	122020202	課(局・室・所)・係・担当者	都市計画課	計画係	大和	事務事業調査書
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----	----	---------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	3	都市基盤	22	適正な土地利用の推進	2	市街地の整備			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	スマイルエイジング		コロナ対策
	コンパクトなまちづくりモデル事業		厚狭駅南部地区定住奨励金事業						

事業概要	「厚狭駅南部地区まちづくり基本計画」に基づき、厚狭駅南部地区のモデル地区において定住を促進し地域の活性化を推進するため、モデル地区内に定住する意思をもって住宅を取得し居住した者に対し奨励金を交付する。	対象	モデル地区内に定住する意思をもって住宅を取得し居住した者
		手段	奨励金を交付する。
		意図	モデル地区における定住促進と地域の活性化を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	定住奨励金の交付数	活動			5	5	5
2							
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づく取組であるため、妥当である。	5	35
	自治体関与の妥当性	市からの奨励金である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づく対象地区であるため、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	地域の活性化に寄与するため、速やかな実施が必要である。	5	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	厚狭駅南部地区まちづくり基本計画	3	
効率性	実施主体の適正化	市が実施するものである。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当でない。	3	
	コスト効率	引越相当額としており、妥当である。	3	

事業期間		R3		年度 ~ R7		年度		予算種別		新規		臨時		会計種別		一般		交付税		無	
予算費目		款		8		土木費		項		5		都市計画費		目		1		都市計画総務費		事業区分	
		細目		1		都市計画総務費				細々目		1				都市計画総務費					
(単位:千円)																					
		総事業費		R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6		R7					
年度別 事業内容								定住奨励金の交付		同左		同左									
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費							厚狭駅南部地区 定住奨励金		1,000千円		厚狭駅南部地区 定住奨励金		1,000千円		厚狭駅南部地区 定住奨励金		1,000千円			
合計										1,000千円				1,000千円				1,000千円		1,000千円	
財源内訳／割合	国庫支出金																				
	県支出金																				
	地方債																				
	その他																				
	一般財源									1,000千円				1,000千円				1,000千円		1,000千円	
	合計									1,000千円				1,000千円				1,000千円		1,000千円	
国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署										特記事項											
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称																					

事業名：厚狭駅南部地区定住奨励金事業

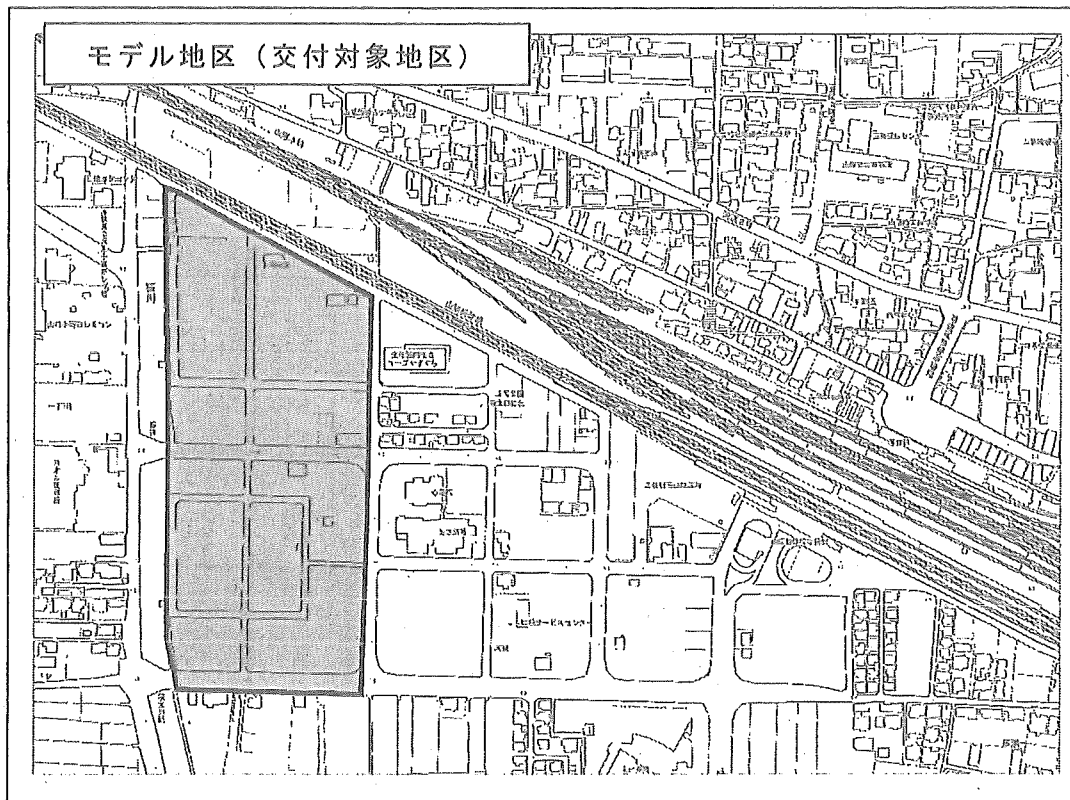
【事業概要】

「厚狭駅南部地区まちづくり基本計画」の基づき、厚狭駅南部地区のモデル地区内に、定住する意思をもって住宅を取得し居住した方に定住奨励金として、20万円を交付する。

事業期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日（5か年）

【事業の目的】

定住人口を増やすため、先行してモデル地区において定住を促進し、周辺地域への活性化を推進する。



【交付対象者の要件】

- ・モデル地区内に定住する意思をもって住宅を取得した方
- ・住宅の名義人である方
- ・令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に住民票を移した方
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団員でないこと

【令和3年度予算】

100万円（20万円×5件）

No	1	-	3	実施計画番号	1210201	事務事業番号	121020103	課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	公共交通対策室	大森	事務事業調書
----	---	---	---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	---------	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	3	都市基盤	21	道路・交通網の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	コロナ対策
	地域交通推進事業		駅舎バリアフリー化整備事業				

事業概要	国のバリアフリー法により「1日の利用者数3000人以上」の鉄道駅がバリアフリー施設設置の整備目標となり、JR西日本が該当するJR厚狭駅にエレベーター等を設置するバリアフリー化工事を行う。(H30年度厚狭駅平均乗用者1612人*2=3224人) 事業費負担は、国1/3、地方公共団体1/3、JR1/3となる。 【R3施行内容】 新規エレベーター1基設置及び既存エレベーター改良:設計・施工、内方線付き点状ブロック等:設計		対象	JR西日本
			手段	エレベーター等バリアフリー施設の整備に対する補助金の支出
			意図	交通移動の円滑化

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月～7月)	R3	R4	R5
1	エレベーター設置等(新幹線厚狭駅)	活動		実施設計	工事		
				-			
				-			
2							
3							

R3年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針	JR西日本が令和2～3年度に厚狭駅新幹線口のエレベーター及び内方線付き点状ブロックの整備を行う予定であり、これに対して補助を行う。これに加え在来線のエレベーター整備や小野田駅のバリアフリー化を引き続きJRへ要望していく。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿った交通移動の円滑化を図る事業であり妥当である。	3	35
	自治体関与の妥当性	国のバリアフリー法に基づく事業であり妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	JR利用者を対象とした事業であり妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	国のバリアフリー法に基づき実施する必要がある。	3	
	類似事業の存在	類似事業なし	5	
	個別計画・政策との整合性	国のバリアフリー法に基づく「移動等の円滑化の促進に関する基本方針」に沿った事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	国、地方公共団体、JRが共同して実施する事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは、適当でない。	3	
	コスト効率	国、地方公共団体、JRがそれぞれ1/3を負担する。	3	

事業期間	R2 年度		～	R3 年度	予算種別		継続	臨時	会計種別		一般	交付税	有	
予算費目	款	7	商工費		項	1	商工費		目	1	商工総務費		事業区分	政策的
	細目	1	商工総務費			細々目	3	地域公共交通活性化事業						

(単位:千円)

		総事業費	R1(決算額)		R2(予算額)		R3		R4		R5		R6	R7
年度別 事業内容							補助金の支出(新幹線口) ・新規エレベーター1基施工 ・既存エレベーター改良 ・内方線付き点状ブロック設計							
							交通施設バリアフリー化 整備事業補助金	24,251千円						
							(新幹線口)							
支出内訳	R1からR2 への繰越 明許費													
	合計							24,251千円						
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金						点状ブロック等事業費の1/6	184千円						
	地方債													
	その他						新幹線厚狭駅整備基金	24,067千円						
	一般財源													
	合計							24,251千円						

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(国土交通省) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国土交通省) 駅移動円滑化設備整備事業補助金(山口県)	・R2～R3年度債務負担行為 ・新幹線厚狭駅整備基金:60,247千円 ・JR厚狭駅新幹線口内方線付き点状ブロック施工及び在来線口のバリアフリー化工事は、R3年度にJR西日本が国へ申請を行う予定(～R4年度)。採択された場合、市補助金の支出を計画する。 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金の整備(内方線付き点状ブロック等の設計)に対して補助対象経費(1,104千円)の1/6を県が市に補助金として支出する。 ※令和2年度は、JR西日本が国庫補助にエントリーし、新幹線口のみ採択となった。令和3年度以降において、整備事業が実施できるよう引き続きJRと連携を図っていく。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) 山陽小野田市新幹線厚狭駅整備基金条例(平成17年3月22日、条例第75号) 山陽小野田市交通施設バリアフリー化整備事業補助金交付要綱(平成31年4月1日制定)	

「JR厚狭駅バリアフリー化整備事業について」

1 事業概要

バリアフリー法に基づき実施される、JR厚狭駅のエレベーター及び内方線付き点字ブロック等の設置工事に係る費用について、工事の実施主体であるJR西日本に対して補助金を交付する。

なお、令和2～3年度はJR厚狭駅新幹線口の整備を行う。

2 整備内容

①新幹線柵外エレベーター1基及び既存新幹線柵内エレベーター改良（2階からホーム階専用に変更）の設計・施工

[訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金]

②内方線付き点字ブロック等の設計

[地域公共交通確保維持改善事業費補助金]

3 事業主体

西日本旅客鉄道株式会社（交通事業者）

4 事業費

72,753千円

(①:71,649千円、②:1,104千円)

5 補助金額

24,251千円 (①:23,883千円、②:368千円)

財源は、新幹線厚狭駅整備基金（60,247千円）から充当。

※令和2年度～令和3年度債務負担行為

※国及び地方自治体はJRに対して事業費の1/3に相当する金額を補助

※②内方線付き点字ブロックの設置に対する補助金368千円については県1/2、市1/2の負担。市が県に184千円の補助申請を行う。

6 スケジュール

令和3年2月 国からJR西日本に採択の連絡

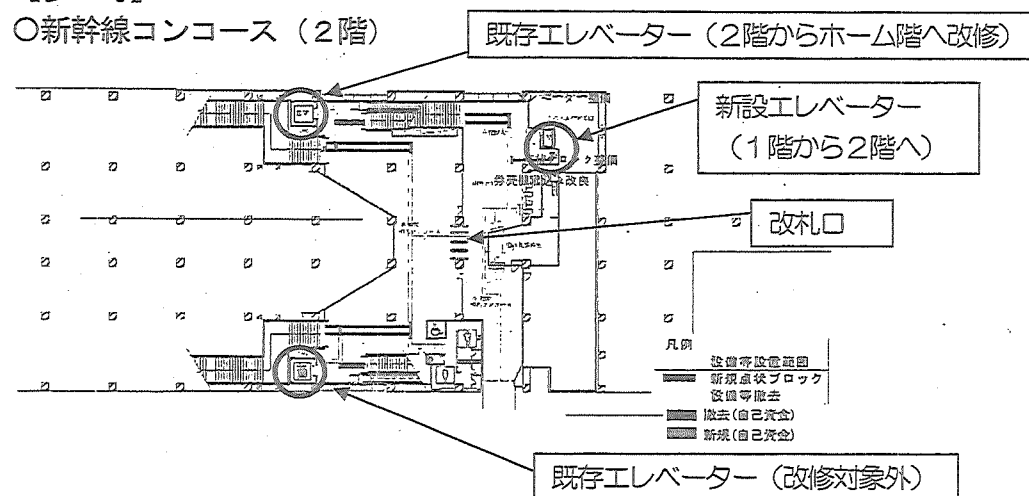
2月 国、市に補助金の交付申請提出

3月 補助金の交付決定、工事着手

令和4年3月 完成、供用開始、補助金交付

【参考】

○新幹線コンコース（2階）



施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	3	都市基盤	21	道路・交通網の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	スマイルエイジング	コロナ対策
	地域交通推進事業		高泊地区新規公共交通導入事業				

事業概要	平成30年度に策定したバス路線再編計画において、高泊地区を運行するコミュニティバス路線については、より有効な交通手段への転換を検討するよう位置付けている。将来的な発展性も含めて考えた際に、路線バスではなく、高泊地区を面的にカバーするような交通手段の導入が望ましいと考えるが、最終的な決定までには、現在のバス利用者を含め地域や交通事業者との意見交換等が必須であり、交通コンサルを活用しながらバス路線に代わる交通手段の導入を図る。		対象	高泊地区を運行するコミュニティバス路線
			手段	バス路線から新たな交通手段への転換を検討(交通系コンサルタントへ業務委託)
			意図	公共交通の利便性・有効性の向上による利用促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R2(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R1	R2(4月~7月)	R3	R4	R5	R3年度に向けた評価		
								成果	コスト	
1	地域意見交換会の開催	活動			3回			前年評価(A)		
								事中評価(B)		
2								(A)と(B)を踏まえたR3年度以降の取組方針		
3										

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿った生活交通充実のための事業であり妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	地域公共交通網形成計画に基づき公共交通の利便性向上を図る事業であり妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	該当する地域の市民が対象であり妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	地域公共交通網形成計画に基づき公共交通の利便性向上を図る事業である。	3	
	類似事業の存在	類似事業なし。	5	
	個別計画・政策との整合性	地域公共交通網形成計画に関連する公共交通網の維持を目的とした事業であり整合性がある。	5	
効率性	実施主体の適正化	「公共交通維持」の観点から市が主体となって行う事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当でない。	3	
	コスト効率	最低限の費用負担で実施している事業である。	3	

事業期間	R2 年度		～	R3 年度		予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無		
予算費目	款	7	商工費		項	1	商工費		目	1	商工総務費		事業区分	政策的
	細目	1	商工総務費				細々目	3	地域公共交通活性化事業					

(単位:千円)

	総事業費	R1(決算額)	R2(予算額)	R3	R4	R5	R6	R7
年度別 事業内容				地域意見交換会の開催 交通転換計画の作成				
支出内訳			バス路線再編支 援業務委託料	3,047千円	バス路線再編支 援業務委託料	3,124千円		
			バス路線再編支援業務 委託料(3月補正)	-3,047千円				
R1からR2 への繰越 明許費								
合計					3,124千円			
財源内訳／割合	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源				3,124千円			
	合計				3,124千円			

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	令和2年度はコロナの影響により事業実施を見送ったが、本事業はバス路線再編計画に位置付けられているため、令和3年度にコロナの状況を注視し対策を行いながら実施する。

◇高泊地区新規公共交通導入支援事業について

<概要>

本市では、公共交通のマスタープランとなる「山陽小野田市地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な公共交通網の実現に向けた取組に努めているところです。平成30年には、網計画に基づき「山陽小野田市路線バス再編計画」を作成し、今後における路線バスの効率化等について具体的な再編内容を示しており、高泊地域については路線バスから面的な交通手段への転換を検討することと位置付けています。

高泊地域では、現在、高畑・高泊循環線というコミュニティバス路線が運行しています。しかし、利用される方は多くなく、経路の見直し等の必要性を感じているところですが、道路幅が狭小な箇所も多いため、今以上にバス路線を拡大していくことが困難です。お住いの方の意見等を伺いながら、地域の実情に即した公共交通手段の導入を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有するコンサルタント会社への業務委託が必要であると考えています。

<委託料>

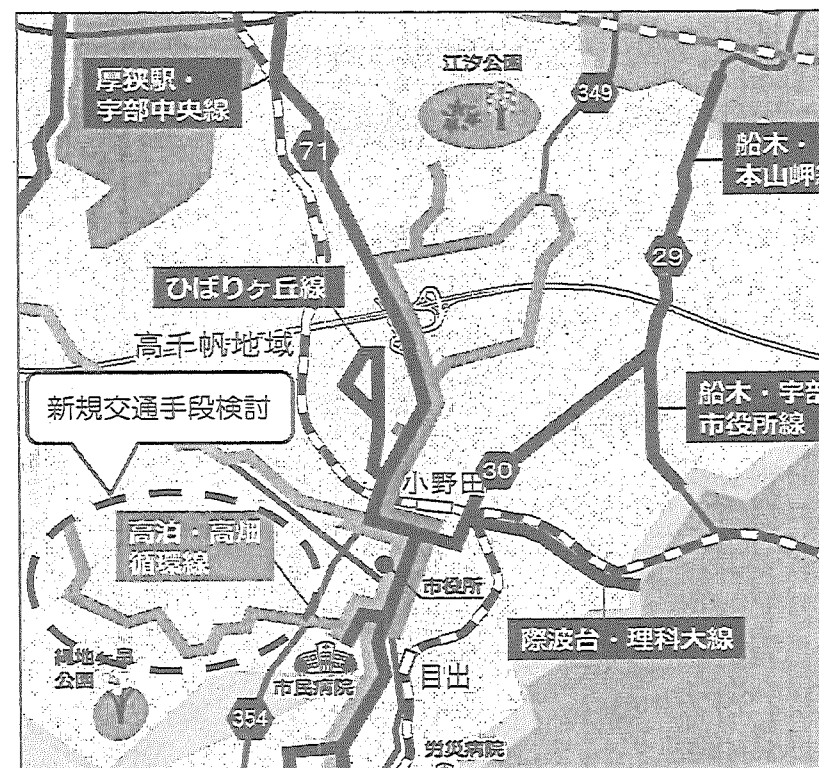
3,124千円

<委託業務内容>

- ・意見交換会やワークショップの開催支援
- ・地域公共交通会議での支援
- ・意見の集約、分析の支援

など

【現行の高畑・高泊循環線】



高畑・高泊循環線は高畑方面から市民病院までの運行とし、市民病院から西側については新たな交通手段の導入を検討する。

